

環境影響評価書案審査意見書

「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子
（公印省略）

記

第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：東京都
代表者：東京都知事 小池 百合子
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
- 対象事業の名称及び種類
名 称：東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業
種 類：道路の改築
- 対象事業の位置
起 点：東京都中央区新富二丁目
終 点：東京都中央区八重洲二丁目

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

工事の完了後の自動車の走行に伴う騒音について、評価の指標とした環境基準及び要請限度を下回っているが、道路の拡幅に伴い、一部地域では、これまで道路に面していなかった建物が直接道路に面し、環境が大きく変化する。そのため、周辺住民には十分な説明を行い、必要に応じて更なる環境保全措置の検討を行うこと。

【地盤、水循環 共通】

計画道路周辺は建築物が密集しており、地下鉄などの公共性の高い重要施設も集中していることから、シールド及び開削工事区間における地盤及び地下水の状況を適切な地点で継続的に監視し、地盤沈下や地下水位の変化等の未然防止、周辺井戸への影響の低減に努めること。

【廃棄物】

シールド工事により大量に生じる建設汚泥について、可能な限り再資源化に努めるとしているが、再資源化率が具体的に示されていないことから、「東京都建設リサイクル推進計画」における達成基準値を踏まえ、類似事例を参考として再資源化率等を設定すること。